

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に
係る効率的な仕組みの在り方について
(地方公共団体の保有するデータの利活用(フォローアップ))



総務省

平成31年3月27日

総務省地域力創造グループ
地域情報政策室

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

地方自治体の保有するデータの活用

地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【実施時期】

工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。
平成31年度措置

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要

(1) 趣旨

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」(平成30年4月20日報告書公表)において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

(2) 構成員

- | | |
|--------|---|
| 犬塚 克 | 横浜市市民局市民情報室市民情報課長 |
| ○宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授(～H31.3.15) |
| 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長 |
| ○岡村 久道 | 弁護士、京都大学大学院医学研究科講師(H31.3.15～) |
| 佐光 正夫 | 徳島県政策創造部統計データ課長 |
| 佐藤 一郎 | 国立情報学研究所副所長 教授 |
| 松岡 萬里野 | 一般財団法人日本消費者協会理事長 |
| 村上 文洋 | 株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員 |
| 矢島 征幸 | 茨城県五霞町町民税務課主幹 |

:座長 敬称略、五十音順

（3）開催内容

○ 第1回 8月21日（検討会の立ち上げ）

○ 第2回 9月27日

- ・作成組織における加工基準
- ・加工対象となる個人情報の範囲等について
- ・地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

○ 第3回 11月6日

- ・必要となるセキュリティ基準
- ・作成組織の認定等、国の関与の在り方

○ 第4回 12月13日

- ・個人情報のデータ形式
- ・作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係等
- ・作成組織が作成・提供する非識別加工情報の二次流通について
- ・作成組織と作成組織に対して情報を提供する地方公共団体との関係について

○ 第5回 1月28日

- ・非識別加工情報の活用目的について
- ・これまでの議論を踏まえ、更に検討すべき論点について（作成組織に対する個人情報の提供時の加工について）

○ 第6回 2月22日

- ・これまでの議論のとりまとめ
- ・地方三団体の側からのヒアリング
- ・「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」の設置

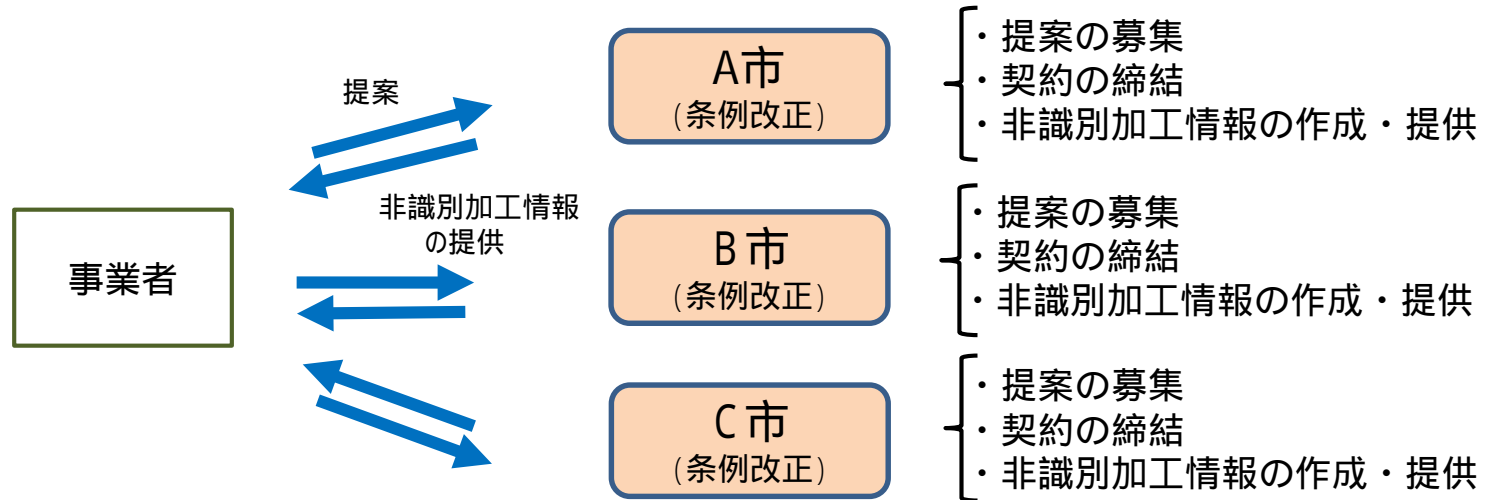
○ 第7回 3月15日

- ・中間とりまとめ（案）

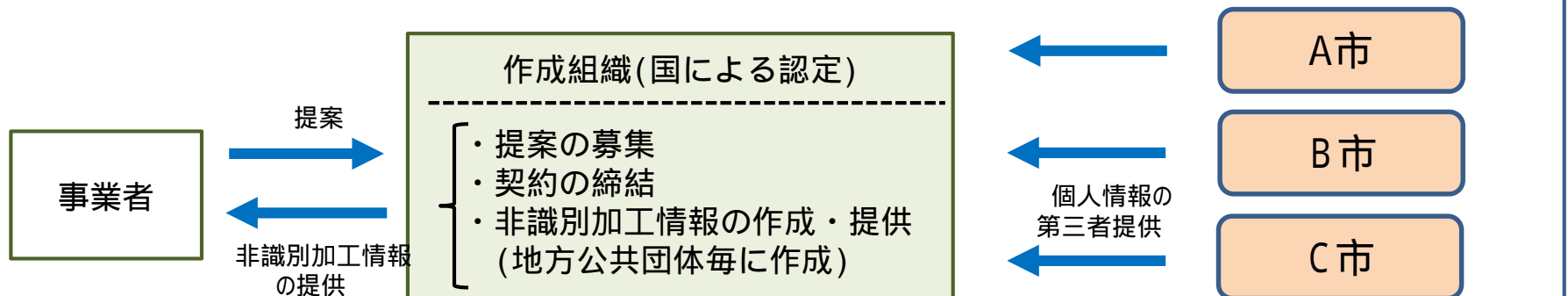
「作成組織」と「条例」による非識別加工情報の作成・提供について

○ 作成組織の仕組みは、データを活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行うことが適当であることから、検討を進めてきたもの。

条例に基づく作成・提供の仕組み



作成組織による作成・提供の仕組み



非識別加工情報の仕組みの導入のための条例改正は不要 4

作成組織の在り方について

- 有識者検討会では、作成組織の認定基準、加工基準や安全管理措置等の規律、地方公共団体からの情報の提供等、法制上の措置を講じることが想定される論点について、検討を重ね、中間とりまとめを行ったもの(現在、3月15日検討会での議論を踏まえ最終整理中)。
- 作成組織については、今回整理した法制的な論点に加え、事業採算性等の実効性を検証し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる必要があり、現在「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)において、検討を進めているところ。
- 今後のWGの検討結果も踏まえ、中間とりまとめの内容に関する具体的な措置について、引き続き検討を行う。

中間取りまとめ(案)の骨子

第1 地方公共団体の保有する個人情報の非識別加工情報に関する施策

第2 作成組織

1 対象情報

- (1) 非識別加工情報の作成対象情報
- (2) 作成組織における対象情報の範囲の考え方

2 認定

- (1) 作成組織の認定
- (2) 主な認定基準

3 規律

- (1) 作成組織における提案の募集
- (2) 作成組織における加工基準
- (3) 作成組織における安全管理措置
- (4) 具体的な情報セキュリティ基準
- (5) 非識別加工情報の識別行為の禁止
- (6) 従業者等の義務
- (7) 作成組織に提供された情報の取扱い
- (8) 苦情の適切な処理
- (9) 関係地方公共団体等に対する通知
- (10) 利活用事業者に対する規制
- (11) 作成組織が作成する非識別加工情報の利用料

第3 地方公共団体からの対象個人情報の提供等

- 1 地方公共団体からの作成組織に対する個人情報の提供
- 2 地方公共団体から作成組織に個人情報を提供する際の加工
- 3 地方公共団体におけるデータ項目等の公表
- 4 意見書提出の機会の付与
- 5 その他

第4 監督

- 1 作成組織に対する監督
- 2 作成組織の認定、監督の主体

第5 その他

- 1 個人情報に係るデータ形式
 - (1) 地方公共団体からの個人情報の収集におけるデータ形式
 - (2) 将来的な方向性
- 2 「匿名加工医療情報」との関係
- 3 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係

作成組織を通じた非識別加工情報の作成・提供についての流れ

地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表

(第三者の権利利益侵害のおそれのあるファイルは公表対象外)

利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施

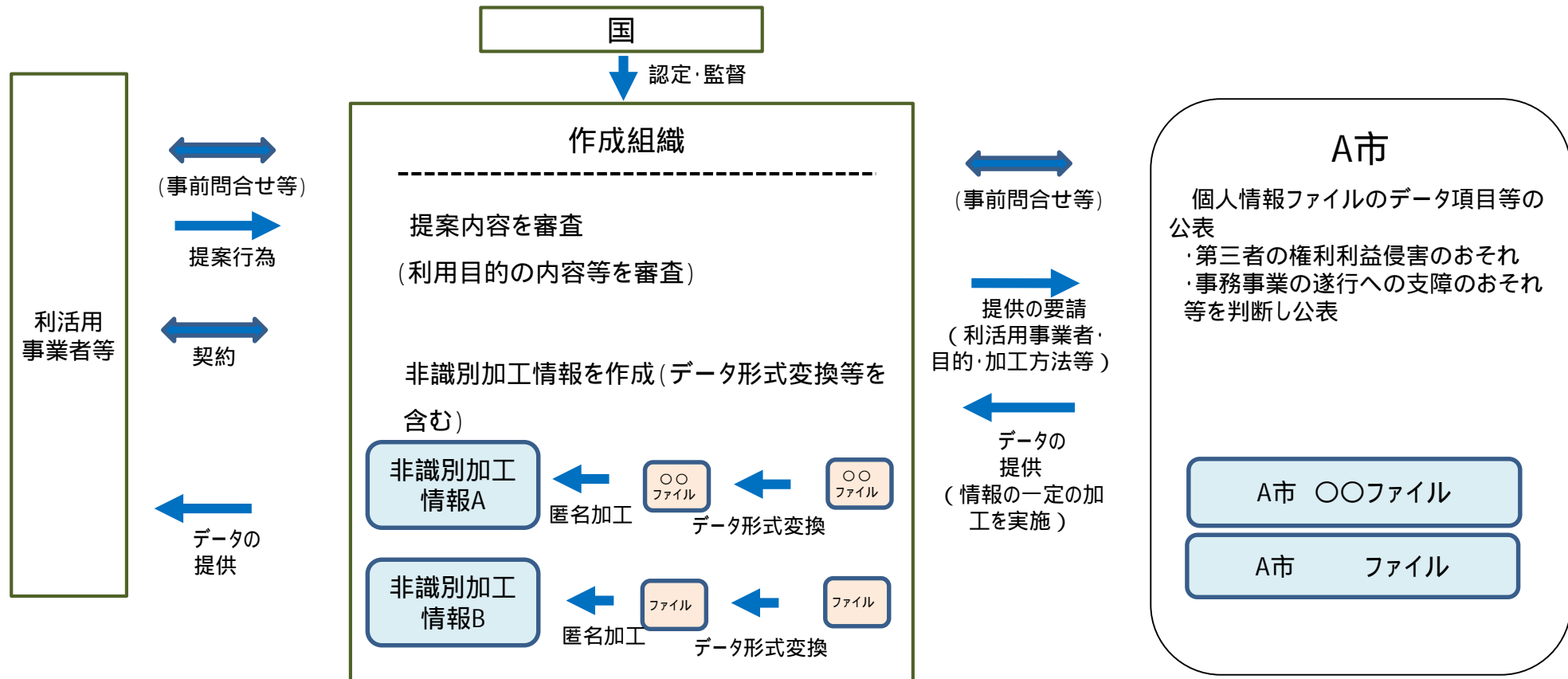
作成組織において、提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査

作成組織より、地方公共団体に対し、提案に対応する個人情報の提供を要請(利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示)

地方公共団体は、該当する情報について、一定の加工を実施した上で、作成組織に提供

作成組織において、非識別加工情報を作成(地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施)

利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供(作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、適正な利用を確保)



事業採算性等検証WGについて

(1) 趣旨

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」において、現在整理中の「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」(案)における内容を前提として、作成組織において想定される業務内容等について具体的に検討するために開催する。

具体的には、

- ・ 初期投資コスト... ネットワーク環境の整備、データセンターの確保や事業の運営体制の立ち上げに係る費用等
- ・ ランニングコスト... 提案窓口や苦情処理など事業運営上必要となる経費、自治体からのデータ抽出・匿名加工など非識別加工情報の作成に必要となる経費等

の項目等について検討する。

(2) スケジュール

- ・ 第1回 3月1日 (WGの立ち上げ)
- ・ 第2回 4月4日 (予定) (事業採算性の検討)
- ・ 第3回 4月～ (議論のとりまとめ)

(3) 構成員

天野 隆興	富士通株式会社公共・地域営業グループデジタルビジネス戦略推進統括部官庁・地域次世代ビジネス推進部長
犬塚 克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
香野 剛	有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士
佐光 正夫	徳島県政策創造部統計データ課長
○佐藤 一郎	国立情報学研究所副所長 教授
佐藤 洋	日本電気株式会社公共ソリューション事業部シニアエキスパート
高橋 克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員
松田 純一	株式会社日立製作所公共システム事業部公共ソリューション推進第一本部公共ソリューション推進第二部主管
森 亮二	弁護士
矢島 征幸	茨城県五霞町町民税務課主幹

想定される活用事例

1. 保育児童台帳の利活用事例	インターネットポータルサイト運営者等から提案を受け、市町村が保有する保育児童台帳を非識別加工して提供。
2. 畜犬登録ファイルの利活用事例	ペット用品を販売する事業者から提案を受け、市町村が保有する畜犬登録ファイルを非識別加工して提供。
3. 農地基本台帳の利活用事例	農機販売会社等から提案を受け、市区町村が保有する農地基本台帳を非識別加工して提供。
4. 公営住宅入居者ファイルの利活用事例	スーパーマーケットやコンビニエンスストアから提案を受け、都道府県及び市区町村が保有する公営住宅入居者情報ファイルを非識別加工して提供。
5. 介護保険ファイルの利活用事例	タクシー会社から提案を受け、市区町村が保有する介護保険ファイルを非識別加工して提供。
6. 健診情報の利活用事例	衣料品メーカーから提案を受け、市区町村が保有する健康診断ファイルを非識別加工して提供。

第五回検討会ヒアリング資料

『地方公共団体の非識別加工情報の想定される活用事例について』を基に総務省作成